

「なごや観光ルートバス広告掲出事業」にかかる質問及び回答

質問	回答
車内広告の 2 箇所でございますが、取付作業は誰が行うのでしょうか？	取付作業は広告掲出者に行っていただきます。
落札金額以外にかかる費用はございますでしょうか？	本市との契約では、落札金の他に、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条（契約保証金の納付免除）の規定に該当しない場合、契約保証金をお支払いいただきます。
契約会社が変わり、現在パートラッピング掲出中の広告主が同一デザインで引き続き掲出を希望する場合、前の契約会社様と話し合いがつけば、原状回復をして再制作をすることなく、そのまま引き継ぐことはできますでしょうか？原状回復をしてまた同じデザインを制作することは無駄に費用が掛かるためです。	広告掲出者が変わった場合で、変更前後の両方で合意があり、広告主も張り替えないことに同意している時は、原状回復を要しません。この場合、現状回復しない旨の合意が確認できる資料の提出をお願いすることがございます。
契約初年度から 2 年間更新しますと最大 3 年間となりますが、4 年目以降も契約をした際に同一デザインでも貼り換えが必要となりますか？	広告掲出者が変わらない場合で、広告主が張り替えないことに同意している時は、原状回復を要しません。
後部ガラス面の赤枠部分の表示は原状回復する際に外しますか？	赤枠部分は今回の契約の対象外のため、作業は要しません。